

# 第11章 宅地造成工事の許可申請手続

## 第1節 宅地造成工事の許可申請の手続

宅地造成工事規制区域内で、宅地造成をしようとする者は、あらかじめ知事（指定都市である札幌市、中核市である旭川市及び函館市の区域内においては、それぞれの市の市長）の許可を受けなければなりません。

ただし、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる宅地造成工事については、許可申請は必要ありません。

### 1 定義

宅地：農地、採草放牧地及び道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

宅地造成：宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更。

### 2 許可が必要な宅地造成工事

宅地造成工事規制区域<sup>注1</sup>内で行われる宅地造成のうち、

- ・切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを越えるがけを生ずることとなるもの。
- ・盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを越えるがけを生ずることとなるもの。
- ・切土と盛土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1m以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2mをこえるがけを生ずることとなるもの。
- ・上記以外で、当該切土又は盛土をする土地の面積が500㎡をこえるもの。

（注1）北海道内の宅地造成工事規制区域の指定箇所

札幌市、旭川市、函館市、網走市、富良野市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、苫小牧市、登別市、北広島市、白老町、江差町、安平町、厚真町、洞爺湖町の一部。

### 3 許可権者

- (1) 指定都市、中核市及び特例市の区域以外の宅地造成工事の許可権限は、基本的には知事にありますが、下記の表のとおり宅地造成工事の行われる土地の所在地の総合振興局長等又は市町長が行うこととされています。

市町村名	許可権者
網走市、富良野市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、苫小牧市 登別市、北広島市、白老町	各市町長
江差町、安平町、厚真町、洞爺湖町	総合振興局長等 (胆振・檜山)

- (2) 提出部数は下記の表のとおりです。

許可権者	提出部数	提出先
総合振興局長等	正本1部 副本2部	正本（総合振興局長等）、 副本（市町村長、申請者）
権限移譲市町長	（それぞれの市町が定める部数及び提出先による。）	

4 宅地造成工事許可申請書

法：宅地造成等規制法

省令：宅地造成等規制法施行令

規則：宅地造成等規制法施行規則

細則：北海道宅地造成等規制法施行細則

〈書面〉

添付 順序	図書の名称	法 令	様式	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
1	宅地造成に関する工事の許可申請書	法-8 規則-4	省令 別記 様式 第2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請年月日</li> <li>○手数料</li> <li>○造成主住所、氏名</li> <li>○設計者住所、氏名</li> <li>○工事施工者住所、氏名</li> <li>○宅地の所在及び地番</li> <li>○工事の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土又は盛土する土地の面積</li> <li>・切土又は盛土の土量</li> <li>・擁壁の構造、高さ、延長</li> <li>・排水施設の種類、内のり寸法、延長</li> </ul> </li> <li>・がけ面の保護の方法</li> <li>・工事中の危害防止のための措置</li> <li>・その他の措置</li> <li>・工事着手予定年月日</li> <li>・工事完了予定年月日</li> <li>・工程の概要</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地法、森林法など、他の法令に基づく許認可等を要する場合は、その手続き状況を記載すること。</li> </ul>	
2	法人の登記簿謄本、定款及び印鑑証明等				<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者が法人の場合添付すること</li> </ul>	
3	設計者の資格に関する申告書	令-17		<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計者の資格に関する申告書</li> <li>○経歴書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の内容が以下の場合に提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>①高さが5mをこえる擁壁の設置</li> <li>②切土又は盛土する土地の面積が1,500㎡をこえる土地における排水施設の設置</li> </ul> </li> </ul>	政令17条の規定に該当することを証明する資料を添付すること
4	登記簿謄本				<ul style="list-style-type: none"> <li>○宅地造成工事区域の土地及び工作物、並びに開発行為に関する工事の区域に係る土地及び工作物の登記簿謄本を添付すること。</li> <li>○登記簿謄本は、極力申請時の3箇月前以内に発行されたものであること。</li> <li>○権利者毎の一覧表を添付すること（地番、所有者名、地目、地籍、権利関係、同意状況等）。</li> </ul>	
5	宅地造成工に関する同意書				<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用地が自己所有地以外の場合に提出。</li> </ul>	
6	公共施設管理者等の同意書及び協議の経過書				<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて提出</li> </ul>	
7	現地写真			<ul style="list-style-type: none"> <li>○撮影方向を明記した現況平面図</li> </ul>		
8	許可権者が必要と認め指定する図書					

(図面)

添付 順序	図書の名称	法 令	縮尺	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	備 考
1	位置図	法-8 規則-4	1/10,000 以上	○方位、道路及び目標となる地物		
2	地形図	法-8 規則-4	1/2,500 以上	○方位及び宅地の境界線		等高線は、2 mの 標高差を示すもの とすること
3	宅地の平面 図	法-8 規則-4	1/2,500 以上	○方位及び宅地の境界線 ○切土又は盛土をする土地の部分 ○がけ  ○擁壁  ○排水施設  ○地滑り抑止ぐい又はグラウンド アンカーその他の土留の位置	○切土又は盛土をする土地の部分に 生ずるものに限る。 ○切土又は盛土をする土地の部分に 生ずる崖に設置するものに限る ○切土又は盛土をする土地の部分に 設置するものに限る。 ○切土又は盛土をする土地の部分に 設置するものに限る	断面図を作成した 箇所には断面図と照 合できるように記 号を付すること。
4	宅地の断面 図	法-8 規則-4	1/2,500 以上	○切土又は盛土をする前後の地盤 面		高低差の著しい箇 所について作成す ること。
5	排水施設の 平面図	法-8 規則-4	1/500 以上	○排水施設の位置、種類、材料、 形状、内法寸法、勾配及び水の流 れの方角 ○吐口の位置及び放流先の名称		
6	崖の断面図	法-8 規則-4	1/50 以上	○崖の高さ、勾配及び土質  ○切土又は盛土をする前の地盤面 並びに崖面の保護の方法	○土質の種類が二以上であるときは、 それぞれの土質及びその地層の厚さ	擁壁で覆われる崖 面については、土 質に関する事項は 示すことを要しな い。
7	擁壁の断面 図	法-8 規則-4	1/50 以上	○擁壁の寸法及び勾配 ○擁壁の材料の種類及び寸法 ○裏込めコンクリートの寸法 ○透水層の位置及び寸法 ○擁壁を設置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの 位置、材料及び寸法		
8	擁壁の背面 図	法-8 規則-4	1/50 以上	○擁壁の高さ ○水抜穴の位置、材料及び内径並 びに透水層の位置及び寸法		
9	構造計算書	規則-4			○鉄筋コンクリート擁壁、無筋コン クリート擁壁その他構造物を設置す るときに作成すること。 ○国土交通省等の図面等を使用した ときはその写しを提出すること。 ○沈下、地耐力等についても作成 すること。	
10	安定計算書				○擁壁で保護しないがけ、軟弱地盤、 谷埋め型大規模盛土造成地（注1）、 腹付け型大規模盛土造成地（注2） 等について作成すること。	
11	水利計算書				○雨水排水施設、防災施設等につ いて作成すること。	
12	工程表					
13	可権者が必 要と認め指 定する図面					

(注1) 谷埋め型大規模盛土造成地：盛土をする土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

(注2) 腹付け型大規模盛土造成地：盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 m 以上となるもの。

## 第2節 許可後の手続き

### 1 変更許可（法第12条）

許可を受けた宅地造成工事の計画を変更する場合には変更許可申請（細則別記第3号様式）を行わなければなりません。ただし、軽微な事項の変更（省令第26条）については、変更許可申請は不要です。（変更届〔別記第3号様式の2〕が必要です。）

#### 1 変更許可を受けなければならない場合

- (1) 宅地造成工事の位置、区域、規模を変更しようとするとき。
- (2) 宅地造成工事に関する設計の変更を行うとき。公共施設の位置、規模等設計の変更を行うとき、又は公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事項を変更しようとするときは、公共施設管理者との協議又は同意の手続を必要とします。

#### 2 書類の作成

変更許可申請は、宅地造成行為許可申請と同様の手続で行います。変更許可申請書に添付する図書は、次に掲げる場合において添付する必要がありません。

##### (1) 登記簿謄本

新たな土地が宅地造成工事区域に編入される場合における当該土地に関するもの及び土地等の所有権の変更、又は所有権以外の権限の新たな設定又は変更があったもののほかは添付する必要がありません。

##### (2) 宅地造成工事の施行同意書

登記簿謄本と同様とします。

##### (3) 設計者の資格に関する申告書

変更の内容が、高さが5mをこえる擁壁の設置及び切土又は盛土する土地の面積が1,500㎡をこえる土地における排水施設の設置以外に係るもの場合は、添付する必要はありません。

- (4) 個々の変更については、事前協議の活用等により逐一許可に係らしめずに、一括して処理すること等により必要に応じて事務処理の合理化を図るよう努めて下さい。

#### 3 公共施設の管理者等との協議

宅地造成工事許可に関する事項のうち、宅地造成工事に関係がある既存の公共施設の変更をしようとする場合には公共施設の管理者との協議及びその同意が、宅地造成工事に関する工事により新たに設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合には公共施設の管理予定者との協議が改めて必要となります。

#### 4 軽微な事項の変更（省令第26条）《変更届（別記第3号様式の2）》

ア 造成主の変更。

イ 設計者の変更。ただし、設計の変更を行う場合は変更許可申請が必要です。

ウ 工事施行者の変更。

エ 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更。

## 2 完了検査（法第13条）

### 1 完了検査の時期

宅地造成工事許可を受けた工事が完了したときは、許可を受けた者は「宅地造成に関する工事の完了検査申請書（省令別記様式第3）」を提出して検査を受けなければなりません。

### 2 添付図書

「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」には、次の図書を添付すること

- (1) 工事施工状況写真（撮影位置を図示すること。）
- (2) 完了実測図

### 3 完了検査の要領

完了検査にあたっては、次に定めるところにより行うものとする。この場合必要に応じて、関係市町村の職員、申請者及び工事施行者の当該検査への立会を得ること。

- (1) 許可に係る区域の外周、公共施設の用地及び区画の境界標については現地確認又は分筆図（土地家屋調査士の作成したもの）と照会のうえ確認すること。
- (2) 工種別に設計図書と照会のうえ確認すること。
- (4) 不合格としたものは、期限を定めて手直し工事を行わせること。
- (5) 本節で定めていないものについては、北海道建設部土木関係請負工事検査方法書を参考とすること。

### 4 検査済証の交付

完了検査に合格した場合には、宅地造成に関する工事の検査済証（省令別記様式第4）を交付します。

## 3 宅地造成工事の廃止（細則4条）

許可を受けた宅地造成に関する工事を廃止するときは、宅地造成に関する工事の廃止の届出（細則別記第2号様式）を許可権者にしなければなりません。

### 1 防災措置の実施

工事を途中で廃止されると、その周辺の地域に溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したりするおそれがあるので、許可の条件として、万一廃止した場合に必要な措置を要求することとしていますので、これら措置が実施されているものと認められるものでなければなりません。

### 2 廃止の区域

- (1) 宅地造成に関する工事の廃止は、既に許可を受けた区域の全体について廃止することをいいます。
- (2) 造成区域の一部を廃止しようとするときは、残りの部分の設計内容の変更の有無にかかわらず、法第12条の規定による変更許可申請により処理します。

### 第3節 宅地造成工事許可申請手数料について

総合振興局長等が許可権者の場合は、下表に規定する手数料相当額の北海道収入証紙を許可申請書に貼付して提出することになります。

また、この手数料は審査のための手数料ですから、許可にならない場合であっても還付しません。

なお、権限移譲市町（第11章第1節参照）の長が許可権者である場合は、北海道収入証紙ではなく各市町の市町長が指示する方法で手数料を納入することとなります。

#### <手数料一覧表>

（平成28年4月1日改定）

手数料 条例番号	許可条項	手 数 料 名	手数料（円）	
68	法第8条 第1項本文	宅地造成工事許可申請手数料 (1) 切土又は盛土をする土地の面積	500㎡以内	15,900
			500㎡～1,000㎡	23,900
			1,000㎡～2,000㎡	31,800
			2,000㎡～5,000㎡	45,300
			5,000㎡～10,000㎡	62,100
			10,000㎡～20,000㎡	99,400
			20,000㎡～40,000㎡	146,000
			40,000㎡～70,000㎡	215,900
			70,000㎡～100,000㎡	285,700
			100,000㎡以上	358,200
68の2	法第12条 第1項	(1) 切土又は盛土のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積	500㎡以内	13,400
			500㎡～1,000㎡	21,300
			1,000㎡～2,000㎡	29,300
			2,000㎡～5,000㎡	42,800
			5,000㎡～10,000㎡	59,500
			10,000㎡～20,000㎡	96,800
			20,000㎡～40,000㎡	143,400
			40,000㎡～70,000㎡	213,300
			70,000㎡～100,000㎡	283,200
			100,000㎡以上	353,100
68の3	省令第30条	宅地造成等規制法適合証交付手数料		930

● 宅地造成等規制法施行規則様式

省令別記様式第 1

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所  
氏名  
相手方 住所  
氏名

宅地造成等規制法第 7 条第 1 項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名

印

殿

[注意]

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 裁決申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

省令別記様式第 2

正

宅地造成に関する工事の許可申請書

宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定による許可を申請します。				※ 手数料欄		
年 月 日						
殿						
申請者 氏名				⑩		
1 造成主住所氏名						
2 設計者住所氏名						
3 工事施行者住所氏名						
4 宅地の所在及び地番						
5 宅地の面積		平方メートル				
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積		平方メートル			
	6	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	ニ 排水施設	番号	種類	内のり寸法	延長	
				センチメートル	メートル	
	ホ がけ面の保護の方法					
ヘ 工事中の危害防止のための措置						
ト その他 の 措 置						
チ 工事着手予定年月日		年 月 日				
リ 工事完了予定年月日		年 月 日				
ヌ 工程の概要						
7 その他必要な事項						
※ 受付欄		※ 決裁欄		※ 許可に当たって付した条件		
年 月 日				※ 許可番号欄		
第 号				年 月 日		
係員印				第 号		
				係員印		



副

## 宅地造成に関する工事の許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。					
	許可番号	第	号			
	年	月	日	都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 特例市の長		
	条件					
1	造成主住所氏名					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積					
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル	
	6	ロ 切土又は盛土の土量			切土	立方メートル
					盛土	立方メートル
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	ニ 排水施設	番号	種類	内のり寸法	延長	
				センチメートル	メートル	
		ホ がけ面の保護の方法				
	ヘ 工事中の危害防止のための措置					
	ト その他 の 措 置					
	チ 工事着手予定年月日				年 月 日	
	リ 工事完了予定年月日				年 月 日	
	ヌ 工程の概要					
7	その他必要な事項					

〔注意〕

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の  
 2 発許可を要するものとする場合は、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文  
 3 ※印は、資力不足を証明するに足る資料を本申請書に添付してください。  
 4 を有する場合は、未宅地造成に関する工事の施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合にお  
 5 いて申請者、設計者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代  
 6 表者申請者の氏名を記入してください。  
 7 表者申請者が個人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略す  
 ることができます。

省令別記様式第3

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

※受付欄
年 月 日
第 号

年 月 日

殿

造成主 住所

氏名

印

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

[注意] 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 造成主又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 造成主の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

宅地造成に関する工事の検査済証

第 号

年 月 日

都道府県知事

指定都市の長

中核市の長

特例市の長

㊟

下記の宅地造成に係る工事は、検査の結果、宅地造成等規制法第 9 条第 1 項の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在及び地番	
4 造 成 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名 印	㊟

届 出 書

年 月 日

殿

造成主 住所

氏名

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事をしている土地の 所在及び地番	
2	工事をしている土地の 面積	平方メートル
3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日
5	工事の進捗状況	

〔注意〕 造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事が行われる土地の 所在及び地番	
2	行おうとする工事の種 類及び内容	
3	工事着手予定年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

省令別記様式第7

届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

宅地造成等規制法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

○ 宅地造成等規制法施行細則様式

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

その 1（法第 6 条第 1 項の規定によるもの）

（表面）

第 号

身 分 証 明 書

住所  
氏名

年 月 日生

宅地造成等規制法第 4 条第 1 項の規定により知事の委任に基づいて土地に立ち入り測量又は調査を行う者であることを証明します。

平成 年 月 日

北海道知事



縦 9 センチメートル

横 6 センチメートル

(裏面)

宅地造成等規制法抜粋

(測量又は調査のための土地の立入り)

第4条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要がある場合においては、その必要の限度において他人の占有する土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(証明書等の携帯)

第6条 第4条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。



その2（法第6条第2項の規定によるもの）

（表面）

第 号

身 分 証 明 書

住所

氏名

年 月 日生

知事の委任に基づいて土地に立ち入り測量又は調査を行うに当たり障害物の伐除又は土地の試掘等を行う者であることを証明します。

平成 年 月 日

北海道知事



縦 9センチメートル

横 6センチメートル

(裏面)

宅地造成等規制法抜粋

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うにあたり、やむをえない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第6条 第4条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

その3（法第18条第1項の規定によるもの）

（表面）

第 号

身 分 証 明 書

住所  
氏名

年 月 日生

宅地造成等規制法第18条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。

平成 年 月 日

総合振興局長（振興局長）



縦 9センチメートル

横 6センチメートル

(裏面)

宅地造成等規制法抜粋

(証明書等の携帯)

第6条 第4条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(立入検査)

第18条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第8条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

2 第6条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

<p style="font-size: 1.2em;">宅地造成工事 <span style="font-size: 1.5em;">〔 中 止 再 開 廃 止 〕</span> 届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">平成 年 月 日</p> <p>総合振興局長（振興局長）様</p> <p style="text-align: center;">造成主 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話 局 番</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>宅地造成工事の施行を（中止・再開・廃止）するので、宅地造成等規制法施行細則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
許可の年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
宅地の所在及び地番			
<span style="font-size: 1.5em;">〔 中 止 再 開 廃 止 〕</span> の理由			
<span style="font-size: 1.5em;">〔 中 止 再 開 廃 止 〕</span> の年月日等	中止期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	再開に係る 工事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	廃止年月日	平成 年 月 日から	
<span style="font-size: 1.5em;">〔 中 止 廃 止 〕</span> 時の工事状況 及び防災措置			
備考			

注 本様式は、不用の文字を抹消して使用すること。

正 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定により変更許可を申請します。										※手数料欄			
年 月 日													
総合振興局長（振興局長）様													
申請者 氏名										⑩			
1 造成主住所氏名													
2 宅地の所在及び地番													
3 宅地の面積		平方メートル											
4 変更造成面積		平方メートル											
工 事 の 概 要	区分		許可の内容				変更の内容						
	5	ア 切土又は盛土をす る土地の面積		平方メートル				平方メートル					
		イ 切土 又は盛土 の土量	切土	立方メートル				立方メートル					
			盛土	立方メートル				立方メートル					
	ウ 擁壁		番号	構造	高さ	延長	番号	構造	高さ	延長			
					メートル	メートル			メートル	メートル			
	エ 排水施設		番号	種別	内法寸法	延長	番号	種別	内法寸法	延長			
					センチメートル	メートル			センチメートル	メートル			
オ がけ面の保護の方法													
カ 工事中の危害防止 のための措置													
キ その他の措置													
ク 行程の概要													
6 宅地造成工事許可番号		年 月 日 第 号											
7 変更の理由													
8 その他必要な事項													
※受付欄		※決裁欄		※変更許可に当た って付した条件				※変更の許可番号欄					
年 月 日								年 月 日					
第 号								第 号					
係員印								係員印					

副

## 宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 許可 通知 欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。										
	変更許可番号 第 号					年 月 日					
総合振興局長（振興局長） 印											
条件											
1	造成主住所氏名										
2	宅地の所在及び地番										
3	宅地の面積 平方メートル										
4	変更造成面積 平方メートル										
工 事 の 概 要	区 分		許可の内容				変更の内容				
	5	ア 切土又は盛土をする土地の面積		平方メートル				平方メートル			
		イ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル				立方メートル			
			盛土	立方メートル				立方メートル			
	ウ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	番号	構造	高さ	延長		
				メートル	メートル			メートル	メートル		
	エ 排水施設	番号	種別	内法寸法	延長	番号	種別	内法寸法	延長		
				センチメートル	メートル			センチメートル	メートル		
オ カ キ ク	がけ面の保護の方法										
	工事中の危害防止のための措置										
	その他の措置										
	ク行程の概要										
6	宅地造成工事許可番号 年 月 日 第 号										
7	変更の理由										
8	その他必要な事項										

- 注 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
 2 4欄は、切土又は盛土（以下「切土等」という。）をする土地のうち、設計を変更する土地の面積と新たに切土等をする土地の面積との合計の面積を記入してください。  
 3 6欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。  
 4 申請者又は造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

別記第3号様式の2（第5条第2項関係）

<p>宅地造成工事変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総合振興局長（振興局長）様</p> <p style="text-align: center;">造成主 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>宅地造成等規制法第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
許可の年月日 及び番号	年	月	日 第 号
変更しようとする日	年	月	日
変 更 事 項	区 分	変 更 前	変 更 後
	造 成 主		
	設 計 者		
	工 事 施 工 者		
	工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		
	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日		
	そ の 他		





別記第5号様式（第7条関係）

経 歴 書							
私は、次に記入した事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。							
平成 年 月 日							
様							
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>							
住所		氏名		生年 月日	明 大 昭 年 月 日	性 別	男 女
勤務先及び所在地							
学 歴							
学 校 名	学 部 科 名	修 業 年 限	所 在 地	在 学 期 間	卒 業、中 退 の 別	係員照合 の 印	
		年間					
		年間					
		年間					
		年間					
実 務 経 歴							
勤 務 先	所 在 地	在 職 期 間			地 位 職 名	職 務 内 容	
		年 月～年 月	年 数				
			年	月			
			年	月			
			年	月			
			年	月			
			年	月			
土木又は建築の技術に関する資格							
資 格 の 内 容		取 得 年 月 日	取 得 場 所	そ の 係		係員照合 の 印	

別記第6号様式（第9条関係）  
〔正〕

宅地造成に関する工事の協議書

宅地造成等規制法第11条の規定により協議します。						
年 月 日 様						
職 氏名 <span style="float: right;">印</span>						
1	造成主住所氏名					
2	設計者職氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	宅地の所在及び地番					
5	宅地の面積 <span style="float: right;">平方メートル</span>					
概 要 の 工 事	ア	切土又は盛土をする土地の面積			平方メートル	
	イ	切土			立方メートル	
		盛土			立方メートル	
	ウ	擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メー トル	メー トル
	エ	排水施設	番 号	種 類	内 の り 寸 法	延 長
					センチメ ートル	メー トル
オ	がけ面の保護の方法					
カ	工事中の危険性のための措置					
キ	その他の措置					
ク	工事着手予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>					
ケ	工事完了予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>					
コ	工程の概要					
7	その他必要な事項					
※受付欄		※決裁欄		※協議に当たり協 定した事項	※協議成立番号欄	
年 月 日					年 月 日	
第 号					第 号	
係員 <span style="float: right;">印</span>					係員 <span style="float: right;">印</span>	



別記第7号様式（第4条関係）

<p>宅地造成工事着手届</p> <p style="margin-top: 100px;">平成      年      月      日</p> <p style="margin-top: 20px;">様</p> <p style="margin-top: 100px;">造成主 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin-top: 20px;">宅地造成等規制法施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
許可の年月日及び番号		
工事着手年月日		
工事施工者	住 所	
	氏 名	
備 考		

別記第 8 号様式（第 3 条の 2 関係）

宅地造成に関する土地使用承諾書 平成 年 月 日 造成主 様 土地所有者 住所 氏名 ㊟ この度、あなたが私の所有する土地を次のとおり使用されることを承諾します。 記	
使用土地の 所在及び番地	
使用土地の 範囲	
使用期間	
使用の内容	
その他	

別記第9号様式（第11条関係）

宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の  
規定に適合していることを証する書面の交付請求書

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

申請者 住所

電話 番

氏名 印

宅地造成等規制法施行規則第30条の規定により、次のことについて宅地造成等規制法の規定に適合している旨の書面の交付を請求します。

建築物等に関する事項	敷地の所在及び地番			
	宅地造成に関する工事の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
	建築等の計画	建築等に伴う新たな宅地造成工事	有 無	許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
敷地面積		平方メートル		
その他必要事項				
※ 受付欄				

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 建築確認申請書の写しを添えること。

## 第 1 2 章 優良宅地認定制度

### 第 1 節 優良宅地認定制度の趣旨

「優良宅地認定」とは、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）における土地譲渡益への重課税制度の適用除外若しくは特例制度の適用を判断する際の一要件となるもので、都市計画法上の開発許可を受けていない宅地造成（都市計画区域外を含む。）においても、一定の水準（優良宅地基準（昭和 6 2 年建設省告示第 1 6 4 5 号））を満たすものであれば、優良な宅地造成事業と認め、その他の要件を満たすことで、上記のような優遇措置の適用を受けることができるとするものです。この「優良宅地認定」の狙いは、優良な宅地供給を促進することにあります。

### 第 2 節 優良宅地認定制度の手続き

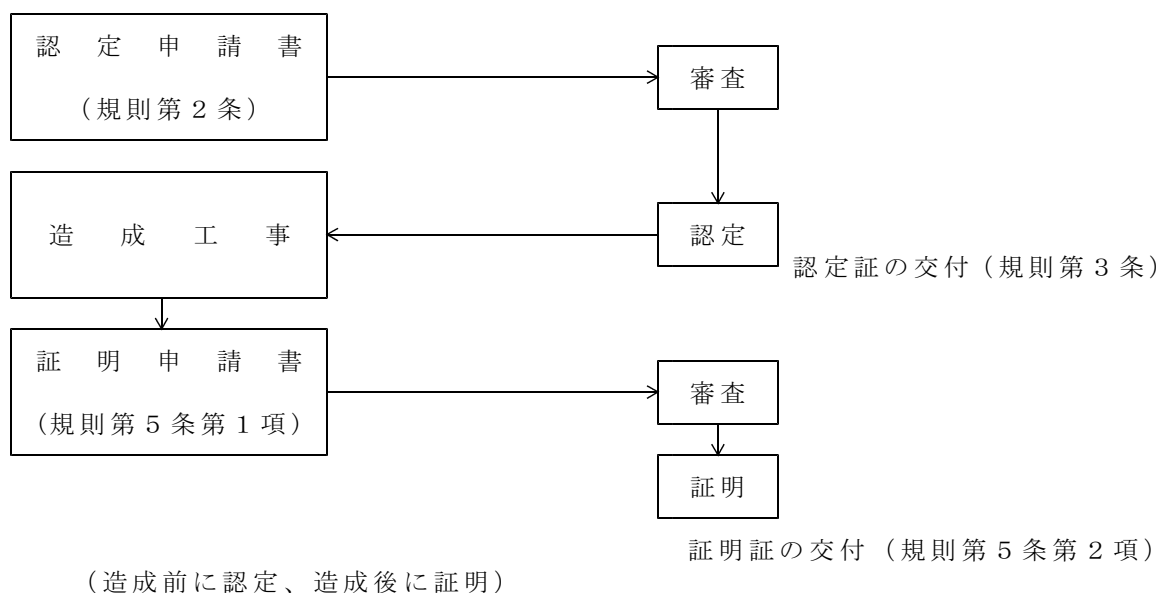
(1) 当該造成宅地の面積が 1, 0 0 0 m<sup>2</sup> 以上か否かで、優良宅地制度の申請先が異なります。

造成面積	申請先（認定者）
(イ) 1,000 m <sup>2</sup> 以上	各総合振興局長（振興局長）（但し、札幌市、函館市、北見市、稚内市、登別市、恵庭市、八雲町、奥尻町、東神楽町、白老町、芽室町、釧路町に係るものを除く） 都道府県知事が認定することとなっておりますが、道では、札幌市、函館市、北見市、稚内市、登別市、恵庭市、八雲町、奥尻町、東神楽町、白老町、芽室町、釧路町の区域内におけるものは、それぞれの市町長に、それ以外の区域内におけるものは総合振興局長（振興局長）に事務を委任しています。→第 4 節参照
(ロ) 1,000 m <sup>2</sup> 未満	市町村長

(2) 造成面積が 1, 0 0 0 m<sup>2</sup> 以上の場合において、都市計画法の開発許可を受けている場合は、優良宅地の基準を当然に満たしているものといえ、新たに知事の認定を受けることなく優良宅地と認められますが、開発許可を要しない場合には、下図(イ)のような手続きにより、総合振興局長等の許可を受け、優良宅地と認められます。

(イ) 1,000 m<sup>2</sup> 以上で、開発許可不要の場合  
(申請者)

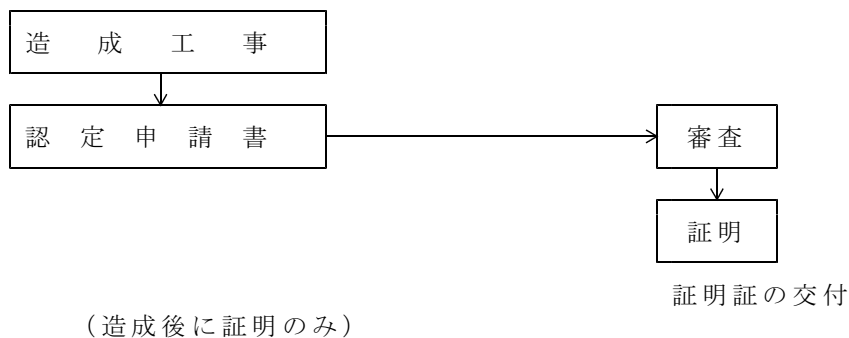
[各総合振興局長（振興局長）]





(ロ) 1,000 m<sup>2</sup>未満で、開発許可不要の場合  
(申請者)

(市町村長)



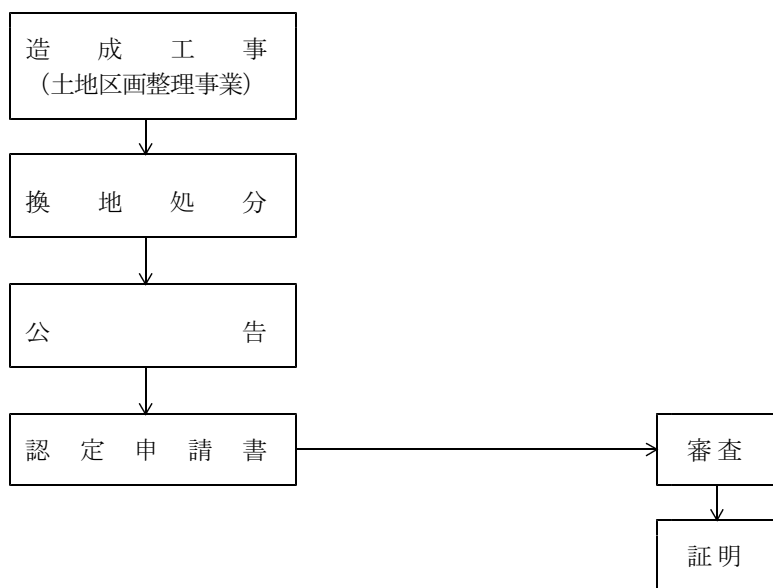
(3) 優良宅地認定を受けることができるのは、造成者に限られます。

(4) 土地区画整理事業による宅地造成の手続き

- ① 土地区画整理事業による宅地造成の場合は、都市計画法の開発許可が不要とされている（都市計画法第29条第1項第6号）ため、優良宅地認定を受ける必要があります。
- ② 土地区画整理事業の場合には、土地区画整理法第103条の換地処分がなされるまでの間は、土地の権利関係が定かでなく、宅地の造成前の認定も事実上困難であること、更に、土地区画法の定めるところにより、宅地の造成も一応の水準に従って、適切に行われることから、換地処分後において、優良宅地基準に適合するか否かについての認定にとどめる特例手続きによります。（規則第9条第1項・第2項）

(申請者)

[各総合振興局長（振興局長）・市町村長]



証明証の交付（規則第9条第2項）

- ③ 土地区画整理事業による宅地造成の場合、優良宅地認定を受けることができるのは、土地区画整理事業により造成された土地を換地として取得した者に限られます。
- ④ 土地区画整理事業における優良宅地認定は、前図の手続きによることが原則ですが、仮換地の指定の段階にある土地であっても、既に造成を完了し、そのまま換地処分に至ることが確実に認められるものについては、認定を受けることができます。（規則第9条第3項）

### 第3節 優良宅地認定申請手数料について

優良宅地認定申請手数料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、各都道府県及び市町村において条例でその金額を定めることができます。総合振興局長等に対する申請の場合は、北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）において下記のように定められている金額に相当する北海道収入証紙を認定申請書に添付して提出することとなります。なお、権限移譲市町（第12章第4節参照）の長が許可権者である場合は、北海道収入証紙ではなく各市町の市町長が指示する方法で手数料を納入することとなります。

<手数料一覧表>

（平成28年4月1日改定）

手数料 条例番号	許可条項	手数料名	手数料（円）
64	法第28条の4第3 項第5号イ 第31条の2第2項 第14号ハ 第62条の3第4項 第14号ハ 第63条第3項第5 号イ 第68条の69第3項 第5号イ	優良宅地造成認定申請手数料	
		0.1ha～0.3ha未満	143,400
		0.3ha～0.6ha "	213,300
		0.6ha～1ha "	283,200
		1ha～3ha "	423,000
		3ha～6ha "	553,500
		6ha～10ha "	711,900
10ha以上	944,900		

### 第4節 優良宅地認定事務の委任について

北海道においては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく「北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）」により、札幌市、函館市、北見市、稚内市、登別市、恵庭市、八雲町、奥尻町、東神楽町、白老町、芽室町、釧路町の区域における宅地造成に係る優良宅地認定事務についてはそれぞれの長が行うこととなっております。

また、上記権限移譲市町以外の知事の権限に属する事務は、当該宅地の造成区域に係る土地の所在地の総合振興局長等に委任しています。（規則第11条）

※ その他、手続きの詳細については、後掲「租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則」を参考にしてください。

# ● 優良宅地基準

最近改正 

昭和54年3月31日
建設省告示第767号
平成6年3月31日
建設省告示第1127号

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の5第13項（同条第17項及び第19条第7項において準用する場合を含む。）第20条の2第11項、第38条の4第21項及び第38条の5第10項（同条第14項及び第38条の6第8項において準用する場合を含む。）に規定する建設大臣の定める基準は、次のとおりとする。

## 第1 宅地の用途に関する事項

1 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、同項第7号イ、第28条の5第2項第3号イ、第63条第3項第5号イ、同項第7号イ及び第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成にあつては、当該造成に係る宅地が次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設及びこれらに関連して必要と認められる公共施設又は公益的施設の整備の用に供されるものであること。

イ 住宅（別荘を除く。）

ロ 工場

ハ 流通業務施設

ニ 事務所

ホ 研究施設

ヘ 研修施設

ト 厚生施設

2 租税特別措置法第31条の2第2項第10号ハ及び第62条の3第4項第10号ハに規定する宅地の造成にあつては、当該造成に係る宅地が住宅（別荘を除く。）及びこれに関連して必要と認められる公共施設又は公益的施設の整備の用に供されるものであること。

第2 宅地としての安全性に関する事項及び給水施設、排水施設その他宅地（租税特別措置法第31条の2第2項第10号ハ及び第62条の3第4項第10号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される宅地）に必要な施設に関する事項

1 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ及び第63条第3項第5号イに規定する宅地の造成にあつては、当該宅地の造成について都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第2号から第10号までに規定する基準に適合するように設計が定められていること。

2 租税特別措置法第28条の4第4項第7号イ、第28条の5第2項第3号イ、第63条第3項第7号イ及び第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成にあつては、当該宅地の造成が次に掲げる基準に適合すること。

イ 宅地の造成区域内に建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。ただし、宅地の造成区域

及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

ロ 宅地の造成区域内の土地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地、その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。

ハ 水道その他の給水施設が整備されていること。

ニ 排水路その他の排水施設が、当該地域における降水量、宅地の造成区域の周辺の状況、放流先の状況等を勘案して、宅地の造成区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって宅地の造成区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

ホ 6メートル（宅地の造成区域及びその周辺の地域の状況等により通行上支障がない場合は4メートル）以上の幅員の道路が宅地の造成区域に予定される建築物の敷地に接するように配置され、かつ、道路の構造が通行の安全上支障のないものであること。

**第3** その他優良な宅地（租税特別措置法第31条の2第2項第10号ハ及び第62条の3第4項第10号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される宅地）の供給に関し必要な事項

1 宅地の造成が、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）その他宅地の造成に関する法令に照らし、適法に行われたものであること。

2 租税特別措置法第31条の2第2項第10号ハ及び第62条の3第4項第10号ハに規定する宅地の造成にあつては、当該造成にかかる宅地の区画数に占める一区画当たりの宅地の面積が100平方メートル以上である区画数の割合が100分の80以上であること。

○租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（様式含む）

昭和62年3月26日  
規則第12号

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定に基づく認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定の申請）

第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、当該認定を受けようとする宅地の造成に着手する前に別記第1号様式の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第8条に規定する宅地の造成に係る申請にあつては、この限りでない。

- （1）設計説明書（別記第2号様式）
- （2）設計図
- （3）造成区域位置図
- （4）造成区域区域図
- （5）造成区域内の土地の登記事項証明書
- （6）造成区域内の公図の写し
- （7）その他知事が必要と認める図書

3 前項第2号に掲げる設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図表の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、造成区域の境界並びに造成区域内及び造成区域の周辺の公共施設	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	造成区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公共施設の位置	1,000分の1以上	

造成計画平面図	造成区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）又は擁壁の位置並びに道路の位置、 形状、幅員及び勾配	1,000分の1以上	
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1,000分の1以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、 勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放洗先の名称	500分の1以上	
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消化栓の位置	500分の1以上	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
がけの断面図	がけの高さ、 勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	50分の1以上	1. 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。 2. 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び <sup>勾配</sup> 、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び	50分の1以上	

	寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		
--	---	--	--

4 第2項第3号に掲げる造成区域位置図は、縮尺5万分の1以上とし、造成区域の位置を表示した地形図でなければならない。

5 第2項第4号に掲げる造成区域区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、造成区域（造成区域を工区に分けたときは、造成区域及び工区）の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（認定書の交付）

**第3条** 知事は、優良宅地認定をしたときは、別記第3号様式の優良宅地認定書を交付するものとする。

（造成計画の変更）

**第4条** 優良宅地認定を受けた者は、当該宅地造成の計画を変更しようとするときは、新たに知事の認定を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

（1）街区の境界又は道路、広場、排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更

（2）工事の仕様を変更する設計の変更

（証明書書の交付申請等）

**第5条** 優良宅地認定を受けた者は、当該造成区域（造成区域を工区に分けたときは、当該工区）の全部について造成が完了した場合において、その造成が当該造成区域に係る優良宅地認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、別記第4号様式の優良宅地証明申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が、当該造成区域に係る優良宅地認定の内容に適合していると認めるときは、別記第5号様式の優良宅地証明書を交付するものとする。

（造成工事の廃止）

**第6条** 優良宅地認定を受けた者は、当該宅地の造成に関する工事を廃止したときは、遅滞なく別記第6号様式の工事廃止届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

（認定に基づく地位の承継の届出）

**第7条** 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第14号ハの規定に基づく認定にあっては同号に規定する個人又は法人に、法第62条の3第4項第14号ハの規定に基づく認定にあっては同号に規定する個人又は法人に限る。）で被承継人が有していた当該優良宅地認定に基づく地位を承継したものは、第5条第1項の証明書の交付の申請をする日の前日までに、その承継について別記第7号様式の地位承継届出書を知事に提出しなければならない。

（旧住宅地造成事業に関する法律に基づく認可を受けた宅地の造成に関する特例）

**第8条** 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の規定による認可を受けた宅地の造成に係る優良宅地認定書の交付については、第3条の規定にかかわらず、旧住宅地造成事業に関する法律第9条第2項の認可書の写しに第3条の優良宅地認定書とする旨を明記したものを同条の認定書として交付する。

2 前項の宅地の造成に係る優良宅地証明書の交付については、第5条第2項の規定にかかわらず、旧住宅地造成事業に関する法律第12条第2項の検査済証の写しに第5条第2項の証明書とする旨を明記したものを同項の証明書として交付する。

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

**第9条** 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、優良宅地認定（法第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定に基づくものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を受けようとする者は、第2条及び第5条第1項の規定にかかわらず、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、別記第8号様式の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成について、優良宅地認定をしたときは、第3条及び第5条第2項の規定にかかわらず、別記第9号様式の優良宅地認定証明書を交付するものとする。

3 仮換地指定の段階にある土地であっても、既に造成を完了し、そのまま換地処分に至ることが確実に認められるものについては、第1項の申請書を知事に提出することができる。

(申請書等の提出部数)

**第10条** この規則の規定に基づく申請書及び届出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第7条の規定による届出がされた場合には、前項に規定する部数の届出書の提出があったものとみなす。

(事務の委任)

**第11条** 知事の権限に属する優良宅地認定の事務（宅地の造成区域が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域（市の区域を含む。）にわたるものを除く。）は、宅地の造成区域に係る土地の所在地を所管する総合振興局長及び振興局長に委任する。



優良宅地認定申請書

※手数料欄

年 月 日

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則第 2 条の規定により、次の宅地の造成について租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ（第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ、第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ）に規定する優良な宅地（同法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ又は第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に寄与するものであることの認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途
- 5 工事着手の予定年月日
- 6 工事完了の予定年月日
- 7 その他必要な事項

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

なお、申請が租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ又は第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハに基づくものでない場合には、記の「2」については記載することを要しない。

全部改正〔平成 19 年規則 99 号〕

別記第2号様式（第2条関係）

設 計 説 明 書

施行地区名								
設計の方針								
工区の区分	工区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区			
	地番							
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
造成区域内の土地の現況	地目		宅地	農地	山林	その他	計	
	地目別概要	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		割合	%	%	%	%	100%	
	所有者別概要	所有者別		自己所有	買収予定	他人所有	その他	計
		面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		割合		%	%	%	%	100%
土地利用計画	区分	住宅用地	住宅用地以外の宅地	公共施設用地	その他の用地	計		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割合	%	%	%	%	100%		
公共施設の整備計画	区分	道路用地	公園広場等用地	その他の用地	計			
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	割合	%	%	%	100%			
	その他の施設	給水施設		(消防水利 消火栓 基 貯水槽 基 その他)				
		電気施設						
ガス施設								

- 備考 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的、設計の設定に関する方針等をできるだけ詳しく記載すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、開発区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、別に工区区分図を添付すること。

1 新たに設置される公共施設

種 類	番 号	概 要			管理者	用地の帰属	摘 要
		幅員 寸法	延 長	面 積			
		m	m	m <sup>2</sup>			


2 新たな公共施設が設置されることにより、廃止される従前の公共施設

種 類	番 号	概 要			管理者	公共施設の 用に供する 土地の所有 者	用地の帰 属	摘 要
		幅員 寸法	延長	面積				
		m	m	m <sup>2</sup>				

一部改正〔昭和63年規則107号〕

## 優良宅地認定書

第 号指令

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日申請の宅地の造成は、租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ（第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ、第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ）に規定する優良な宅地（同法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ又は第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に寄与するものであることを、次のとおり認定します。

年 月 日



### （宅地の概要）

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途
- 5 工事着手の予定年月日
- 6 工事完了の予定年月日

全部改正〔平成 19 年規則 99 号〕

別記第4号様式（第5条関係）

優良宅地証明申請書

年 月 日

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号指令で優良宅地認定を受けた宅地の造成について、  
次のとおり当該認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

記

- 1 宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称
- 2 工事完了の年月日

一部改正〔昭和63年規則107号〕

別記第5号様式（第5条関係）

優良宅地証明書

第 号

年 月 日



次の宅地の造成は、年 月 日付け 第 号指令で認定した内容に適合している  
ことを証明します。

記

- 1 宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域の面積
- 3 証明を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

一部改正〔昭和63年規則107号〕

別記第6号様式（第6条関係）

工事廃止届出書

年 月 日

様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊟

年 月 日付け 第 号指令で優良宅地認定を受けた宅地の造成に関する工事を次のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

- 1 宅地の造成に関する工事を廃止した年月日
- 2 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の名称
- 3 宅地の造成に関する工事の廃止に係る地域の面積

一部改正〔昭和63年規則107号〕

別記第7号様式（第7条関係）

地位承継届出書

年 月 日

様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊟

年 月 日付け 第 号指令で優良宅地認定を受けた宅地の造成について、次のとおり認定に基づく地位を承継したので、届け出ます。

記

- 1 承継年月日
- 2 被承継人の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 3 承継の原因

一部改正〔昭和63年規則107号〕

優良宅地認定申請書

※手数料欄

年 月 日

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊦

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則第 9 条の規定により、次の宅地の造成について租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ（第 63 条第 3 項第 5 号イ、第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ）に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域の面積
- 3 宅地の用途
- 4 工事着手の年月日
- 5 工事完了の（予定）年月日
- 6 その他必要な事項

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

全部改正〔平成 19 年規則 99 号〕

## 優良宅地認定証明書

第 号指令

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日申請の宅地の造成は、租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ（第 63 条第 3 項第 5 イ、第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ）に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることを、次のとおり認定したことを証します。

年 月 日



（宅地の概要）

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途

全部改正〔平成 19 年規則 99 号〕